川越市社会福祉施設等指導監査実施細則（案）

　（目的）

1. この細則は、指導監査を適正かつ円滑に実施するため、「川越市社

　会福祉施設等指導監査実施要綱」（以下「監査実施要綱」という。）第１６

　条に基づき指導監査の共通事項について定める。

　（実施体制）

1. 新設施設指導監査、一般指導監査の実地監査及び特別指導監査は、

　班を編成して行う。

２　新設施設指導監査及び一般指導監査の実地監査の班編成の基準は、別表

　のとおりとする。

３　特別指導監査の班編成は、指導内容に応じて適宜定める。

　（監査項目）

1. 指導監査等の項目は、次の各号に掲げる事項を基準に定める。
2. 新設施設指導監査及び一般指導監査の実地監査の項目の区分は、別表

　 のとおりとする。

1. 新設施設指導監査及び一般指導監査の項目は、自主点検表を参考とし

て行う。

1. 特別指導監査の項目は、指導内容に応じ適宜定める。

　（指導監査における基本的共通事項）

1. 指導監査における基本的共通事項については、別紙１「指導監査に

おける基本的共通事項」のとおりとする。

　（事務処理）

1. 監査の事務処理は、別紙２「監査事務処理のながれ」による。

２　施設への監査結果（指導）通知は郵送とするが、必要に応じて出頭を要

請し、内容について補足する。

　（業務管理）

1. 新設施設指導監査及び一般指導監査が終了した後、監査に関する調

書等について全般的な見直しを行い、監査調書その他必要なものは素案の

段階で関係課所に提示して、意見、要望を取り入れ、次年度の監査に当た

るものとする。

　　　附　則

　この細則は、平成１５年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この細則は、平成１６年８月１１日から施行する。

　　　附　則

　この細則は、平成１９年３月８日から施行する。

　　　附　則

　この細則は、平成１９年５月１日から施行する。

　　　附　則

　この細則は、平成24年４月１日から施行する。

別紙１

指導監査における基本的共通事項

１　監査時においては、言行は慎重にし、服装については平常の服装とする。

２　監査において、疑義、不明な点が生じた場合は、関係課所に照会するな

　ど調査のうえ回答する。

３　監査に当たっては、上席者が監査員と担当事項を紹介し、終了予定時刻

　をあらかじめ知らせる。

４　厨房検査は、調理作業の行われていない時間を見計らって（概ね昼食の

　後始末後）担当監査員１名のみが厨房内に入り、履物を履き替え、手洗い

　をして実施する。

５　監査の講評に当たっては、同席監査員全員にて協議を行う。

６　講評の際の施設側の出席者は、理事長、施設長のほか受監職員全員を原

則とするが、指導内容及び相手側の状況により理事長又は施設長のみを対

象とする等の配慮を行う。

７　講評後は、必ず質疑の時間を設けること。

８　職員、入所者からの直接的な意見聴取は、当該施設の実情を把握する必

要性があり、施設運営に支障が認められない場合に実施すること。

　別紙２

監査事務処理のながれ

１　監査実施前

（１）監査日程の作成は、実施月の３ヶ月前月末頃から作業に取りかかる。

（２）施設へ実施通知、事前提出資料及び自主点検表を１ヶ月前の１０日前

　　後に発送する。

（３）監査１週間前までに、事前提出資料及び自主点検表が提出されているか確認する。

　　　未着のときは督促し、提出させる。

２　復命及び検討会

（１）帰庁後は復命書を作成する。復命書は、①表紙②結果表③監査調書④

　　前年度検討調書⑤事前提出資料⑥その他の参考資料、の順に編綴し、指定

の場所に保管する。

（２）検討調書を作成し、内部検討会及び関係課所との検討会を毎月実施す

る。

（３）関係課所との検討終了後、その検討結果を基に検討調書の直し、指導

　　文の作成を行い起案する。

３　起案及び通知

（１）起案文書は、①起案甲②通知文③指導文④検討調書⑤復命書表紙⑥結

果表⑦監査調書⑧前年度検討調書の順に編綴し、その他の資料は別綴じ

にして施設の個別フォルダーに収納する。

　決裁後、結果通知を発送する。

（２）結果通知（改善指導）に対して、施設から回答文書が提出されたら、

　　①回答文書を供覧し、個別フォルダーに収納する。

　　②関係課所に通知する。

　　③担当した監査員は、必要に応じて、状況の確認、再提出等指導する。

別表（第２条、第３条関係）監査班及び指導監査項目

１　新設施設指導監査及び一般実地監査（１法人１施設）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対　象　施　設 | 監　査　項　目 | 人　　員 | 内　　訳 |
| 新設施設 | 法人・運営管理入所者処遇財務管理施設整備 | 原則として　　４　人 | 原則として　　１　人　　１　人　　１　人　　１　人 |
| 民間施設 | 法人・運営管理入所者処遇財務管理 | 　　３　人 | 　　１　人　　１　人　　１　人 |
| 公設民営の施設 | 法人・運営管理入所者処遇・財務管理 | 　　２　人 | 　　１　人　　１　人 |
| 民間保育所 | 法人・運営管理児童処遇・財務管理 | 　　２　人 | 　　１　人　　１　人 |
| 介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等 | 運営管理利用者処遇・財務管理 | 　　２　人 | 　　１　人　　１　人 |

２　新設施設指導監査及び一般実地監査（１法人複数施設）

　　上記１を原則としながら、効率的かつ機動的に指導監査できるよう適宜

　定める。